

IV. その他、特に注意を要する表現について

〈浸透に関する表現〉

- 化粧品が浸透する表現はできますが、
「角層に浸透し…」など、**浸透するのが“角層”まで**であることを明記してください。
- 「(潤い等を)すみずみに届ける」という表現はできますが、
「角層の」「角層まで」の文言と併せてご使用してください。
- 「肌の奥深くへ」「肌の内側から」という表現はできません。

〈「乾燥による小じわを目立たなくする」表現〉

- 効能評価試験によって証明されているもののみに**「乾燥による小じわを目立たなくする」表現ができます。
- その場合は必ず**「効能評価試験済み」**のとおし文言を入れてください。
- すべてのシフに効果があるように誤認されるような表現はできません。
ただし「乾燥による小じわを目立たなくす」という表現は下記などに置き換えて表現することは可能です。
例)・皮膚の乾燥を防いで、小じわを目立たなくします
・うるおい効果で小じわを目立たなくします
・キメを整えて乾燥による小じわを目立たなくします。

〈配合成分の表現〉

- 「各種」「数種の」という表現は誤解を与えやすいため、
配合されている成分名すべてを列挙する場合以外は使用できません。
- 「10種の植物成分」など配合成分数を表記するのは、事実である限りは表記できますが、
強調表現にならないように注意してください。
- 「99%オーガニック成分」「純度90%の～」など数値が出てくる表現は、確実に事実である場合を除いて、
「高配合」などの表現に置き換えてください。

〈化粧品と医薬部外品を同一誌面で掲載する場合

※キット等で特に注意

- 化粧品と医薬部外品**それぞれに共通する効果効能の表現にしてください。
またはそれぞれの効果効能を明確に区別し、誤解がないようにしてください。
- 医薬部外品商品が一部含まれているだけの**キット等の見出し**で、その医薬部外品の効果効能を謳うことはできません。
- 医薬部外品として承認を受けている効果効能を謳う場合は、商品スペック等に〈医薬部外品〉を明記してください。

〈医療行為と誤認される表現〉

- 商品開発に医師が携わっている、いわゆるドクターズ・コスメを表現することは
必ずしも禁止されていませんが、**医療行為をイメージさせる文章の中で表現することはできません。**
- 医師等のスタイル(**白衣**等)の人が化粧品広告に登場し、効果効能や安全性について
指定・公認・推薦・指導・選用することは、その内容が事実であっても表現できません。

〈オーガニックコスメにまつわる表現〉

- オーガニック成分を使用した化粧品は、それが事実であれば表記できますが、
「オーガニックだから安心」「オーガニックで肌に優しい」というような**安全・安心をイメージさせる表現はできません。**

〈角質ケアの化粧品にまつわる表現〉

- 「古い角質を取り除く」という表現はできますが、**「洗浄により」**または**「拭き取ることで」**等、
行為を説明する文言を必ず合わせて表現してください。
- ケミカルピーリング**は医療行為なので、化粧品の広告で表現することはできません。

〈くすみの表現〉

- メイクアップ効果以外で「くすみ」を表現するときは、くすみの定義を明確にし、
表現が化粧品等の効果効能の範囲を逸脱しないように注意してください。
例)くすみ(汚れ)を拭き取ることで、肌にツヤを与えます。

〈重要：使用体験談についての表現〉

- 化粧品の**安全性**はもちろんのこと、**薬機法56項目内の効果効能**であっても、
使用体験談という表現の中では効果効能を保証するといった誤解を与えるおそれがあるため、表現できません。
- ただし、効果効能および安全性以外の**「使用方法」「使用感」「香りのイメージ」**などは、
事実に基づく使用者の感想であれば、表現できます。

【表現できる例】 ・使い方が簡単なので、不器用な私の味方 ・しっとりとした使い心地が心地いい ・肌にうるおいを与える(といわれている)化粧水です ・さっぱりしたテクスチャーが夏にぴったり ・女性らしいフローラルの香りが好きです	【表現できない例】 ・肌が明るくなったのでびっくりしました ・目の下の乾燥小じわにうれしい変化 ・キメが整うのを実感できました ・こんなにうるおうなんて、初めての体験です。 ・敏感肌の私にもぴったります。 ※「キメが整う」「うるおいを与える」などは 56項目内の効果効能であることに注目
--	---